

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月27日

【会社名】 旭化成株式会社

【英訳名】 ASAHI KASEI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 工藤 幸四郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

【電話番号】 03(6699)3000

【事務連絡者氏名】 総務部長 河野 昌弘

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

【電話番号】 03(6699)3084

【事務連絡者氏名】 総務部長 河野 昌弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第131期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

別紙1の通り定款を変更する。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、小堀秀毅、工藤幸四郎、坂本修一、川畑文俊、久世和資、堀江俊保、立岡恒良、岡本毅および前田裕子の9氏を選任する。

なお、立岡恒良、岡本毅および前田裕子の3氏は、法令に定める社外取締役候補者である。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、浦田晴之氏を選任する。

なお、浦田晴之氏は、法令に定める社外監査役候補者である。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を「年額8億円以内（うち社外取締役分は年額8,000万円以内）」に改定する。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を「年額1億8,000万円以内」に改定する。

第6号議案 取締役に対する株式報酬制度の一部改定の件

第126期定時株主総会で導入した株式報酬制度について、同制度に基づき取締役に付与するポイント数を当社の業績に連動させることにより本制度を業績連動型報酬に変更するとともに、当社株式の取得資金として当社が信託に拠出する金額の上限を3事業年度あたり「450百万円」に変更し、取締役に付与するポイント数の上限を1事業年度あたり「150,000ポイント」に変更する。なお、その詳細は取締役会に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

別紙2の通り

(注) 各議案の可決要件は次のとおりである。

- ・第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成である。
- ・第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。
- ・第4号議案、第5号議案および第6号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していない。

以上

変更前定款	変更後定款
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(付則)</p> <p>1 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本付則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

(別紙2)

議案	議決権総数 (個)	出席株主の議決権数			事前行使を含む出席株主の議決権数の総議決権数に対する割合 (%)	事前行使を含む確認できた行使結果の内訳			「賛成」の議決権数の出席株主の議決権に対する割合(賛成率) (B/A) (%)	決議結果
		事前行使された議決権数 (個)	当日に現実に出席した株主の議決権数 (個)	事前行使を含む出席株主の議決権数 (A) (個)		賛成 (B) (個)	反対 (個)	棄権 (個)		
第1号議案		10,930,235		11,558,989	83.46	11,540,063	7,745	784	99.83	可決
第2号議案										
小堀秀毅		10,930,242		11,558,996	83.46	10,488,911	1,058,884	804	90.74	可決
工藤幸四郎		10,930,243		11,558,997	83.46	11,117,075	430,149	1,376	96.17	可決
坂本修一		10,930,250		11,559,004	83.46	11,332,792	215,011	804	98.04	可決
川畑文俊		10,930,250		11,559,004	83.46	11,332,423	215,380	804	98.03	可決
久世和資		10,930,250		11,559,004	83.46	11,458,680	89,123	804	99.13	可決
堀江俊保		10,930,250		11,559,004	83.46	11,459,042	88,761	804	99.13	可決
立岡恒良	13,848,718	10,930,250	628,754	11,559,004	83.46	11,287,936	259,867	804	97.65	可決
岡本毅		10,930,250		11,559,004	83.46	11,330,039	217,764	804	98.01	可決
前田裕子		10,930,250		11,559,004	83.46	11,374,913	155,132	18,562	98.40	可決
第3号議案										
浦田晴之		10,930,256		11,559,010	83.46	11,539,338	8,491	784	99.82	可決
第4号議案		10,930,255		11,559,009	83.46	11,453,032	71,065	24,515	99.08	可決
第5号議案		10,930,252		11,559,006	83.46	11,498,112	25,982	24,515	99.47	可決
第6号議案		10,930,216		11,558,970	83.46	11,509,308	38,481	784	99.57	可決